

融資・貸付

補助金
・出資

情報提供
・相談

セミナー
研修・イベン

法律・条例等
に基づく支援

その他

融資を受けたい

□□□ 宮崎県中小企業融資制度 □□□

利用目的に応じた貸付を設け、中小企業の方々を支援します。

● 対象者

県内に事業所を有する中小企業者、組合及び小規模企業者

● 支援内容

中小企業者の皆様の経営安定や活性化を図るために、県と県内金融機関が協調して資金を出し合い、信用保証協会が保証を付したうえで、低利で融資が実行される公的融資制度です。

※詳しくは、県ホームページでご確認ください。

宮崎県 融資制度 検索

● ご利用方法

取扱金融機関にお申し込みください。融資対象要件、融資期間、手続き等が貸付により異なりますので、詳細については、県、取扱金融機関、信用保証協会又は商工会・商工会議所・中央会にお問い合わせください。

● 主な貸付の内容

比較的少額を必要とする方、又は新事業展開、新分野進出、再チャレンジに取り組む方は

◎創業・新分野進出支援貸付

融資限度額：設備・運転資金 合計500万から各1億円

融資利率：年1.00%～1.50%（少額資金迅速融資は、金融機関所定金利）

保証料率：年0.35%～1.35%

通常の運転資金や設備資金を必要とする方は

◎経営安定貸付

融資限度額：設備・運転資金 各5,000万円

融資利率：年1.10%～2.00%

保証料率：年0.45%～1.65%

◎小規模企業経営安定貸付

融資対象：従業員数20名以下（商業・サービス業の場合は5名以下）の事業者

融資限度額：設備・運転資金 合計2,000万円

融資利率：年0.90%～1.60%

保証料率：年0.35%～1.70%

経営行動計画を策定し、金融機関の継続的な伴走型での支援を受けようとする方は

◎**経営支援・災害対策貸付（コロナ対応借換型）**

融資限度額：設備・運転資金 合計で1億円

融資利率：SN4号 年1.2%以内

SN5号 年1.4%以内

ただし、責任共有対象外からの借換えのみの場合は年1.2%

保証料率：年0.00%

再生支援協議会等の支援を受けて、事業再生を図ろうとする方は

◎**経営支援・災害対策貸付（経営支援）**

融資限度額：設備・運転資金 合計で1億円

融資利率：年1.00%～1.50%以内

保証料率：年0.00%

事業承継対策に取り組む方は

◎**事業承継貸付（事業承継支援、事業承継特別対策）**

融資限度額：設備・運転資金 合計1億円

融資利率：年0.80%～1.30%

保証料率：年0.40%～1.05%

※ 経営者保証コーディネーターのチェック等、一定要件を満たす場合は
年0.10%～0.95%

成長産業に関する事業に取り組む方は

◎**みやざき成長産業育成貸付**

融資対象分野：

フードビジネス、東九州メディカルバレー、ＩＣＴ産業、商業振興、自動車関連、
みやざきゼロカーボン応援、働き方改革、デジタル化等

融資限度額：設備・運転資金 合計5,000万円

融資利率：年0.80%以内

(みやざきゼロカーボン応援：15年間固定期間終了後、金融機関所定金利)
(商業・働き方改革：年1.00%～1.50%)

保証料率：年0.40%～年1.35%

(環境・エネルギー、商業、働き方改革：年0.40%～年1.50%)

商工業と農業を併せて行い、付加価値の高い事業を展開したい方は

◎**農業ビジネス進出支援貸付**

融資限度額：設備・運転資金 合計5,000万円

融資利率：年0.80%

保証料率：年0.60%

突発的な災害等に対応して経営の安定を図ろうとする方は

◎**セーフティネット・危機連絡貸付**

融資限度額：設備資金5,000万円・運転資金3,000万円

融資利率：年0.80%～1.50%

保証料率：年0.25%～0.35%

問合せ先

宮崎県 商工政策課経営金融支援室 経営金融支援担当 TEL 0985-26-7097

融資・貸付

補助金
・出資

情報提供
・相談

セミナー
研修・イベント

法律・条例等
に基づく支援

その他

融資を受けたい

□□□ 中小企業高度化資金貸付制度 □□□

中小企業高度化資金貸付制度は、中小企業者が組織した組合等に長期・低利又は無利子で資金を融資する制度で、貸付に当たっては県と中小企業基盤整備機構が連携してサポートします。

● 対象者

中小企業者が、共同して経営基盤の強化を図るために設立した組合等

● 支援内容

県が独立行政法人中小企業基盤整備機構と協力して、事業計画への指導、助言、経営支援を行うとともに、経営基盤の強化等を図るために必要な資金を長期・低利（特定の要件を満たす場合は無利子）の条件で融資する制度です。

● 貸付対象となる施設等

土地、建物、構築物、設備

● 貸付限度額

原則として対象事業費の 80 %以内

● 貸付期間

20 年以内（据置期間 3 年以内）

● ご利用方法

県又は中小企業団体中央会、お近くの商工会議所、商工会などの支援機関にご相談ください。

問合せ先

宮崎県 商工政策課経営金融支援室 経営金融支援担当 TEL 0985-26-7097

融資・貸付

補助金
・出資情報提供
・相談セミナー
研修・イベント法律・条例等
に基づく支援

その他

融資を受けたい

□□□ みやざき設備資金貸付制度 □□□

小規模企業者等の皆様に設備代金の半額を無利子で融資するとともに、隨時経営助言を行う制度です。

● 対象者

経営基盤の強化を図るために、設備の購入を希望する小規模企業者等

● 支援内容

対象設備	・経営基盤の強化のために必要な設備（原則として新品設備） ※土地、建物は対象外です。
対象企業	・小規模企業者〔従業員20名以下（商業・サービス業は5名以下）〕 ※小規模企業者以外でも従業員50名以下の場合は、一定の要件を満たせば貸付対象となります。
貸付額	50万円～2,500万円 ※貸付限度額を3,000万円まで増額する特例があります。
貸付割合	設備代金の2分の1以内（設備本体価格+消費税）
貸付利息	無利息
貸付期間	半年据置を含む7年以内
返済方法	口座振替
連帯保証人	原則として1人（法人の場合は代表者）
担保	必要に応じて不動産担保又は対象設備を譲渡担保

● 活用事例

【製造業】 マシニングセンタ



【林業】 ユンボ



● ご利用方法

公益財団法人宮崎県産業振興機構にお問い合わせください。

問合せ先

公益財団法人宮崎県産業振興機構 産業振興課 TEL 0985-74-3850

融資・貸付

補助金
・出資

情報提供
・相談

セミナー
研修・イベント

法律・条例等
に基づく支援

その他

融資を受けたい



木材産業等高度化推進資金



本資金は林業・木材産業者等が行う、素材生産・引取、製材、高度加工（集成材、乾燥材、プレカット等）、チップ生産などに必要な運転資金を低利で融資する制度です。

● 対象者

林業・木材産業等を行っている、単独事業体、数人共同の事業体、木材市場開設者、中小企業等協同組合及びこれらの連合会など

● 支援内容

林業・木材産業者等が経営の合理化や事業規模の拡大などを行うために必要な資金に対して、低利な融資を行う制度資金です。

資金メニューは以下のとおりです。なお、資金メニューごとの貸付利率や貸付限度額等についてはご相談ください。

<資金メニュー>

①素材生産等促進資金

素材の生産、引取、木材製品の引取及び素材等の加工を行うために必要な運転資金

②新規需要創出資金

素材・木材製品の購入、素材等の加工に必要な運転資金

③木材高度加工資金

素材又は木材製品の引取、またはその加工を行うのに必要な運転資金

④林業経営高度化推進資金

造林、素材生産の請負事業に必要な運転資金

⑤伐採・造林一貫作業推進資金

素材生産、造林に必要な運転資金（一貫的に作業を実施する場合に限る。）

⑥木材安定供給資金

森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が安定的に木材を供給するために必要な運転資金

● ご利用方法

宮崎県山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室にお問い合わせください。

● 関連リンク

県ホームページ

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/sanson-mokuzai/shigoto/ringyo/index.html>

問合せ先

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室

木材産業振興担当 TEL 0985-26-7156

融資・貸付

補助金
・出資

情報提供
・相談

セミナー
研修・イベント

法律・条例等
に基づく支援

その他

融資を受けたい

□□□

木材産業振興対策資金

□□□

本資金は素材生産・引取、製材、乾燥材生産等を営む事業者が行う、事業の改善等を図るために必要な運転資金を低利で融資する制度です。

● 対象者

県森林組合連合会、森林組合連合会と原木の出荷に係る協定を締結している森林所有者等、県内森林組合、宮崎県木材協同組合連合会の組合員など

● 支援内容

林業・木材産業者等が事業の改善等を図るために必要な資金に対して、低利な融資を行う制度資金です。

資金メニューは以下のとおりです。なお、資金メニューごとの貸付利率や貸付限度額等についてはご相談ください。

<資金メニュー>

①森林組合振興対策資金

素材生産・引取や組合運営に必要な運転資金

②木製材業振興対策資金

素材生産・引取に必要な運転資金

③高品質・高付加価値製品出荷振興資金

日本農林規格(JAS)のほか、森林認証制度やクリーンウッド法等に基づく原木や製品の生産や流通等に必要な運転資金

④原木出荷調整資金

原木の需給動向や価格変動により、原木出荷の調整を行う場合の経営資金の手当てなどに必要な運転資金

⑤乾燥材生産促進資金

乾燥材の生産に必要な運転資金

⑥経営環境適応資金

原木・製品価格の下落、原油価格の高騰、自然災害など経営環境の変化に柔軟に対応するために必要な運転資金

⑦森林組合経営安定化資金

新植・保育等に必要な運転資金

⑧市場出荷連携促進資金

県森連林産物流通センターとの協定に基づく原木生産・出荷に必要な運転資金

● ご利用方法

宮崎県山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室にお問い合わせください。

● 関連リンク

県ホームページ

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/sanson-mokuzai/shigoto/ringyo/index.html>

問合せ先

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室

木材産業振興担当 TEL 0985-26-7156

融資を受けたい

□□□ 林業・木材産業改善資金 □□□

林業・木材産業に関する設備導入等のため、幅広い用途に活用できる無利子の資金です。農商工連携を行う中小企業者や、6次産業化を行う農林漁業者等が借入を行うことができる場合もありますので、お気軽にお問い合わせください。

● 対象者

林業従事者・木材産業に属する事業を営む者（個人、会社、その他団体）等

● 支援内容

林業従事者・木材産業者等が、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために行う取組に対し、中・短期の無利子資金の貸付を行っています。

<資金メニュー>

- ①新たな林業部門の経営の開始
- ②新たな木材産業部門の経営の開始
- ③林産物の新たな生産方式の導入
- ④林産物の新たな販売方式の導入
- ⑤林業労働に係る安全衛生施設の導入
- ⑥林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

<貸付上限額>

個人 1,500万円、会社 3,000万円、会社以外の団体 5,000万円

※木材産業に係る改善措置を実施する場合、1億円

● 募集期間

年3回（5月・8月・11月）申請受付

● ご利用方法

宮崎県山村・木材振興課にお問い合わせください。

● 関連リンク

県ホームページ

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/sanson-mokuzai/shigoto/ringyo/index.html>

問合せ先

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課 組合・担い手育成担当 TEL 0985-26-7166